

令和4年4月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和4年4月13日（水）
開会：午前10時 閉会：午前10時20分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
 - 3月定例会議事録等承認
 - 教育長報告
 - 議案第18号 大津市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第19号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第20号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第21号 平成29年教育委員会告示第3号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第22号 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第23号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第24号 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第25号 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第26号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者
高野教育部長、田中教育部次長、富永教育部次長、青山教育総務課長、西同課長補佐、金城同課主任、濱田同課主事、佐藤同課主事、山田教職員室長、中野学校教育課長、橋本児童生徒支援課長、藤原学校給食課長、二ノ宮生涯学習課長、堀部学校ICT支援室長、菊谷教育支援センター所長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が4月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て公開

3月定例会議事録承認 承認

教育長報告

- 議案第18号 大津市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第19号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第20号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について
- 議案第21号 平成29年教育委員会告示第3号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正に係る臨時代理について
- 議案第22号 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第23号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第24号 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第25号 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第26号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 これらの議案は、令和4年4月1日付の教育機関の廃止や機構改革・人事異動等に伴い、関連する規則・告示・規程について必要な改正を行ったものであり、教育委員会を開く時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理して決定したものについて承認を求めるものである。

議案第18号、大津市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定に係る臨時代理については、文化財保護課及び歴史博物館の市長部局への移管により、関連規則を廃止するものである。

議案第19号、大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について、及び議案第20号、平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理については、教育相談センターから教育支援センターへの名称変更や、文化財保護課及び歴史博物館の移管、小野・仰木・滋賀・藤尾・富士見・晴嵐公民館のコミュニティセンターへの移行に伴い、それぞれ公印の廃止や、個人演説会等に使用する施設としての削除を行うものである。

議案第21号、平成29年教育委員会告示第3号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正に係る臨時代理については、支所併設でなく公民館単独で存在していた小野公民館分館がコミュニティセンターへ移行したことから、同部分の削除を行うものである。

議案第22号、大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、教育支援センターへの名称変更や、文化財保護課及び歴史博物館の移管等に伴い改正

を行うもので、また、附則において、大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則の改正についても併せて行うものである。

議案第 23 号、大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、課長級の専門員の設置に伴い記載の順序を変更すること等の改正を行うものである。

議案第 24 号、大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、市長部局における福祉子ども部から福祉部への名称変更に伴い改正するものである。

議案第 25 号、大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、教育支援センターへの名称変更等に伴う改正を行うものである。

議案第 26 号、大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理については、今回の人事異動や機構改革に伴い、事務決裁について規程を整備するものである。

【質 疑】

○田村委員 議案第 23 号について、専門員と副参事の記載順が変わったのはなぜか。

○青山教育総務課長 従前は、専門員は課長補佐級のみの配置であったが、課長級の専門員も配置されることとなった。そのため、課長級である参事と課長補佐級である副参事の間に専門員を記載することとした。

○八田委員 議案第 22 号について、学校給食課の事務分掌の記載が変更された理由を教えてください。

○藤原学校給食課長 食育について、重要であると認識し取り組んでいるところであるが、所掌事務に明記がなかったため、今回明記したものである。

【採 決】 承認

閉会 教育長が 4 月定例会の閉会を宣言